試験地　大阪
AU6050712 AU6050719 AU6050733 AU6050740 AU6050770 AU6050785 AU6050791 AU6050798 AU6050813 AU6050815 AU6050821 AU6050826 AU6050828 AU6050836 AU6050854 AU6050931 AU6050946 AU6050991 AU6050995

試験地　奈良
AU6200703 AU6200704 AU6200725

試験地　神戸
AU6250703 AU6250705 AU6250726 AU6250739 AU6250754 AU6250758 AU6250759 AU6250775 AU6250776 AU6250787 AU6250789 AU6250790 AU6250841

試験地　松江
AU7310912

試験地　岡山
AU7120703 AU7120706 AU7120711

試験地　広島
AU7011711 AU7011720 AU7011725 AU7011737

試験地　高松
AU8011002

試験地　松山
AU8211002

試験地　高知
AU8310702

試験地　北九州
AU9711108 AU9711110

試験地　福岡
AU9013106 AU9013121 AU9013131

試験地　長崎
AU9210901

試験地　熊本
AU9311005 AU9311011

試験地　大分
AU9411205

試験地　鹿児島
AU9611001 AU9611005

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１３２号
埼玉県熊谷市筑波１丁目166番地　プラチナコート55番館702号
債務者　玉木　恵太
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩谷真理絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２０１号
申立代理人事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町７丁目11番２号　松栄浦和ビル４階新埼玉法律事務所、住民票上の住所埼玉県狭山市柏原4341番地　シャルマン柏原Ａ―２
債務者　川井　　円
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　庸久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第７２号
三重県四日市市西坂部町2369番地
債務者　岩谷　吉章
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田すみ江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
北九州市小倉北区上到津４丁目11番30号
債務者　山下　豊人
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　末廣　清二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月24日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０１号
愛知県豊田市栄町６丁目５番地７　レオパレス21豊田205号、前住所愛知県豊田市美里４丁目４番地２　神池ハイツＢ―401号
債務者　輪竹　和美
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４９２号
京都市伏見区下鳥羽南三町13番地
債務者　西田　保子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　晶男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５５７号
さいたま市南区四谷１丁目７番18―103号
債務者　柏倉　康宣
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅原　啓高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６２０号
埼玉県上尾市大字平方4278番地２　関根コーポ102
債務者　大津　　衛
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
長野県須坂市大字塩川352番地７
債務者　坂中　亨一
1　決定年月日時　平成26年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
京都府京丹後市大宮町口大野563番地の21
債務者　白江　秀行
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第２６号
京都府京丹後市大宮町口大野117番地
債務者　白江　孝義
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿島　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第８９５号
名古屋市中川区豊成町１番49号
債務者　山口　　要
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細溝耕太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部